

「指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護（ユニット型）」
重要事項説明書

社会福祉法人鹿児島虹の福祉会
特別養護老人ホームにじの郷たにやま

当施設は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島市指定 第 4670109810 号)

当事業所は利用者に対して指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 職員の配置状況.....	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
5. 個人情報の保護及び情報開示・意見情報聴取の同意について.....	8
6. 苦情の受付について.....	8
7. 事故発生時の対応について.....	9
8. 身体拘束適正化の対応について.....	9
9. 虐待防止の対応について.....	8
10. 衛生管理等の対応について.....	9
11. 業務継続計画の対応について.....	10
12. 福祉サービス第三者評価実施状況.....	10

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 鹿児島虹の福祉会
(2) 法人所在地 鹿児島県鹿児島市中山町5028番地80
(3) 電話番号 099-267-3977
(4) 代表者氏名 理事長 水谷 吉伸
(5) 設立年月日 平成10年7月9日
(6) ホームページ <http://nizinosato.com>

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業所
平成26年4月1日指定 鹿児島市 4670109810号

※当事業所は特別養護老人ホームにじの郷たにやまに併設されています。

- (2) 事業所の目的 要介護者が可能な限り居宅でその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護や日常的な世話及び機能訓練を行い、利用者様の心身機能の維持並びに家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホームにじの郷たにやま（ユニット型）
- (4) 事業所の所在地 鹿児島県鹿児島市中山町5028番地80
- (5) 電話番号等 電話 099-267-3977 FAX 099-267-3180
- (6) 事業所長（管理者）氏名 田代 真也
- (7) 当事業所の運営方針

- 1 指定短期入所生活介護の提供にあたって、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- 4 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに研修を実施する等の必要な措置を行います。

- (8) 開設年月日 平成18年4月1日

- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～土 8時30分～17時30分

- (10) 利用定員 空床利用型（介護老人福祉施設 定員40名）

- (11) 通常の送迎の実施地域

鹿児島市内の谷山北圏域、谷山中央圏域、谷山南圏域、武・田上圏域、鴨池北圏域、鴨池南圏域、松元圏域の各日常生活圏域

- (12) 居室等の概要

当事業所の居室は、個室（1人部屋）です。また、指定短期入所生活介護事業所に設置が

義務づけられている食堂、機能訓練室、浴室、医務室が設置されています。介護老人福祉施設に空床がある場合に利用することができます。

☆居室の変更：利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（特別養護老人ホーム（入所定員 40 名）の空床利用型施設として一体的に運営していますので、短期入所生活介護を含めた特別養護老人ホーム全体の職員配置です。）

＜主な職員の配置状況＞ ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1 名	1 名
2. 介護職員	20 名以上	20 名
3. 看護職員	2 名以上	
4. 生活相談員	2 名	2 名
5. 機能訓練指導員	1 名以上	1 名
6. 介護支援専門員	1 名以上	1 名
7. 医師（嘱託）	配置	入所者の健康管理・療養上の指導を行うために必要な数
8. 管理栄養士	1 名以上	1 名

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週 38.75 時間）で除した数です。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 医師	毎週火・金曜日 14：00～16：00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	早朝：7：00～8：00 6 名
	日中：8：00～19：00 9 名
	夕方：19：00～20：00 6 名
	夜間：20：00～7：00 3 名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	日中：8：30～17：30 2 名
4. その他の職種	8：30～17：30

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）

以下のサービスについては、負担割合証に定める割合の額をお支払いいただき、残りについては介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）が栄養管理を行い、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：7：30～9：30 昼食：12：00～14：00 夕食：17：30～19：30

料金：朝食 425 円、昼食 560 円、夕食 560 円（ただし食費分の負担限度額の範囲内）

②入浴

- ・入浴又は清拭を週 2 回以上行います。
- ・寝たきり状態の方でも特殊浴槽等を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員を配置し、看護職員、介護職員、生活相談員等と共同で利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤送迎

- ・利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要な場合、居宅と事業所との間の送迎を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条）

食費、居住費及び以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①理髪・美容

〔理髪サービス〕 理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：1 回あたり 1,500 円 顔そり 500 円

〔美容サービス〕 ご希望により手配いたします。利用料金等は実費となります。

②レクリエーション、クラブ活動

契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

歯ブラシ、化粧品等 実費相当額

☆おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

④通常の送迎実施地域以外の送迎費用

実費相当額を負担していただきます。

<サービス利用料金（１日あたり）>（契約書第８条参照）>

別紙の料金表によって、利用者の要介護度及び部屋に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費（滞在費）、食費及び日常生活上必要となる諸費用実費をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

介護保険負担限度額認定等の負担限度額認定を受けている方は、記載されている限度額を利用者負担とします。

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

利用者負担額の試算(令和8年8月からの利用料金改定後)

料金表

＜ユニット型個室＞

単位:円

	介護度	併設型ユニット短期入所生活介護費	加算						一日当たりの介護費	居住(滞在)費	食費	合計	自己負担額一日当たりの概算
			短期生活機能訓練体制加算	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	短期生活サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)					
第1段階	要支援1	529	12	0	0	0	18	10	569	880	300	1,749	1,849
	要支援2	656	12	0	0	0	18	10	696	880	300	1,876	1,998
	要介護1	704	12	18	4	8	18	10	774	880	300	1,954	2,090
	要介護2	772	12	18	4	8	18	10	842	880	300	2,022	2,170
	要介護3	847	12	18	4	8	18	10	917	880	300	2,097	2,258
	要介護4	918	12	18	4	8	18	10	988	880	300	2,168	2,342
	要介護5	987	12	18	4	8	18	10	1,057	880	300	2,237	2,423
第2段階	要支援1	529	12	0	0	0	18	10	569	880	600	2,049	2,149
	要支援2	656	12	0	0	0	18	10	696	880	600	2,176	2,298
	要介護1	704	12	18	4	8	18	10	774	880	600	2,254	2,390
	要介護2	772	12	18	4	8	18	10	842	880	600	2,322	2,470
	要介護3	847	12	18	4	8	18	10	917	880	600	2,397	2,558
	要介護4	918	12	18	4	8	18	10	988	880	600	2,468	2,642
	要介護5	987	12	18	4	8	18	10	1,057	880	600	2,537	2,723
第3段階①	要支援1	529	12	0	0	0	18	10	569	1,370	1,030	2,969	3,069
	要支援2	656	12	0	0	0	18	10	696	1,370	1,030	3,096	3,218
	要介護1	704	12	18	4	8	18	10	774	1,370	1,030	3,174	3,310
	要介護2	772	12	18	4	8	18	10	842	1,370	1,030	3,242	3,390
	要介護3	847	12	18	4	8	18	10	917	1,370	1,030	3,317	3,478
	要介護4	918	12	18	4	8	18	10	988	1,370	1,030	3,388	3,562
	要介護5	987	12	18	4	8	18	10	1,057	1,370	1,030	3,457	3,643
第3段階②	要支援1	529	12	0	0	0	18	10	569	1,470	1,360	3,399	3,499
	要支援2	656	12	0	0	0	18	10	696	1,470	1,360	3,526	3,648
	要介護1	704	12	18	4	8	18	10	774	1,470	1,360	3,604	3,740
	要介護2	772	12	18	4	8	18	10	842	1,470	1,360	3,672	3,820
	要介護3	847	12	18	4	8	18	10	917	1,470	1,360	3,747	3,908
	要介護4	918	12	18	4	8	18	10	988	1,470	1,360	3,818	3,992
	要介護5	987	12	18	4	8	18	10	1,057	1,470	1,360	3,887	4,073
第4段階	要支援1	529	12	0	0	0	18	10	569	2,066	1,545	4,180	4,280
	要支援2	656	12	0	0	0	18	10	696	2,066	1,545	4,307	4,429
	要介護1	704	12	18	4	8	18	10	774	2,066	1,545	4,385	4,521
	要介護2	772	12	18	4	8	18	10	842	2,066	1,545	4,453	4,601
	要介護3	847	12	18	4	8	18	10	917	2,066	1,545	4,528	4,689
	要介護4	918	12	18	4	8	18	10	988	2,066	1,545	4,599	4,773
	要介護5	987	12	18	4	8	18	10	1,057	2,066	1,545	4,668	4,854
2割負担	要支援1	529	12	0	0	0	18	10	1,138	2,066	1,545	4,749	4,949
	要支援2	656	12	0	0	0	18	10	1,392	2,066	1,545	5,003	5,248
	要介護1	704	12	18	4	8	18	10	1,548	2,066	1,545	5,159	5,431
	要介護2	772	12	18	4	8	18	10	1,684	2,066	1,545	5,295	5,591
	要介護3	847	12	18	4	8	18	10	1,834	2,066	1,545	5,445	5,768
	要介護4	918	12	18	4	8	18	10	1,976	2,066	1,545	5,587	5,935
	要介護5	987	12	18	4	8	18	10	2,114	2,066	1,545	5,725	6,097
3割負担	要支援1	529	12	0	0	0	18	10	1,707	2,066	1,545	5,318	5,618
	要支援2	656	12	0	0	0	18	10	2,088	2,066	1,545	5,699	6,066
	要介護1	704	12	18	4	8	18	10	2,322	2,066	1,545	5,933	6,342
	要介護2	772	12	18	4	8	18	10	2,526	2,066	1,545	6,137	6,582
	要介護3	847	12	18	4	8	18	10	2,751	2,066	1,545	6,362	6,846
	要介護4	918	12	18	4	8	18	10	2,964	2,066	1,545	6,575	7,097
	要介護5	987	12	18	4	8	18	10	3,171	2,066	1,545	6,782	7,340

※「自己負担額一日当たりの概算」には、介護職員等処遇改善加算(17.6%)を含んでいます。

※送迎を行った場合は別途184円の負担があります。

※その他、一定の条件を満たす方には、以下の加算が追加される場合があります。

個別機能訓練加算 56円

医療連携強化加算 58円

緊急短期入所受入加算 90円(通常7日を限度、最長14日)

療養食加算 23円

※30日を超える利用は30円減算されます。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月分ごとに計算して指定の金融機関口座より翌月の指定日に自動引き落としさせていただくか、または指定日までに現金でお支払いいただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定期間の前に、利用者、契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○サービスを利用している期間中でも、契約者は利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 個人情報の保護及び情報開示・意見情報聴取の同意について

(1) 医療情報、要介護状態等の利用者及び家族の個人情報を、サービス担当者会議及び他の施設へ入所や入院の際及び退所の際に、他の施設や居宅介護支援事業所に提供する事があります。

(2) 利用者に関する情報を提供する場合には、予め利用者の同意を得ることとします。

(3) 個人情報保護法に則し、個人情報の保護に係る規程を公表し、個人情報を使用する場合は、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。

詳細は、12 ページの「社会福祉法人鹿児島虹の福祉会 個人情報保護基本方針」および13 ページの「社会福祉法人鹿児島虹の福祉会 個人情報の利用目的」をご覧ください。

6. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者） [職名] 生活相談員 堀之内 辰也

○ 苦情解決責任者（管理者） [職名] 施設長 田代 真也

○ 受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:30～17:30

○ 連絡先 電話番号 (099)267-3977 FAX (099)267-3180

なお、本事業所には、相談苦情の窓口として「第三者委員」がおります。

○ 第三者委員 田中かすみ 連絡先 (099)265-3528

加治屋忠一 連絡先 (099)267-4365（南日本薬剤センター薬局）

(2) 行政機関その他苦情受付機関

鹿児島市役所 健康福祉局すこやか長寿部 介護保険課給付係	所在地 〒892-8677 鹿児島市山下町 11-1 電話番号 (099)216-1280 FAX (099)219-4559 受付時間 8:30～17:15
鹿児島県国民健康保険団体連合会 (国保連) 介護保険課介護相談室	所在地 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町 6-6 鴨池南国ビル 7 階 電話番号 (099)213-5122 FAX (099)213-0817 受付時間 9:00～17:00
鹿児島県社会福祉協議会事務局 長寿社会推進部 福祉サービス運営適正化委員会	所在地 〒890-8517 鹿児島市鴨池新町 1-7 県社会福祉センター5 階 電話番号 (099)286-2200 FAX (099)257-5707 受付時間 9:00～16:00

7. 事故発生時の対応について（契約書第 23 条参照）

利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者様のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。また、事故に際して採った措置について記録します。

8. 身体拘束適正化の対応について（契約書第 25 条参照）

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、利用者、利用者家族等に説明し、同意を得た上で次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録を行います。また事業所として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9. 虐待防止の対応について（契約書第 26 条参照）

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針の整備
- (4) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

(7) その他虐待防止のために必要な措置

10. 衛生管理等の対応について（契約書第24条参照）

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じます。食中毒及び感染症の発生の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催、研修を実施します。

11. 業務継続計画の対応について（契約書第27条参照）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な装置を講じます。

(1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 福祉サービス第三者評価の実施状況

第三者評価の実施については無し。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
- (2) 建物の延べ床面積 4,464.56 m² (うちユニット型特別養護老人ホーム 2,160.78 m²)
- (3) 事業所の周辺環境
住宅地に近い田園地域に所在しており、四季の変化に富んだ環境にあります。
公共の交通機関からも比較的近い距離にあり、ご面会も便利です。

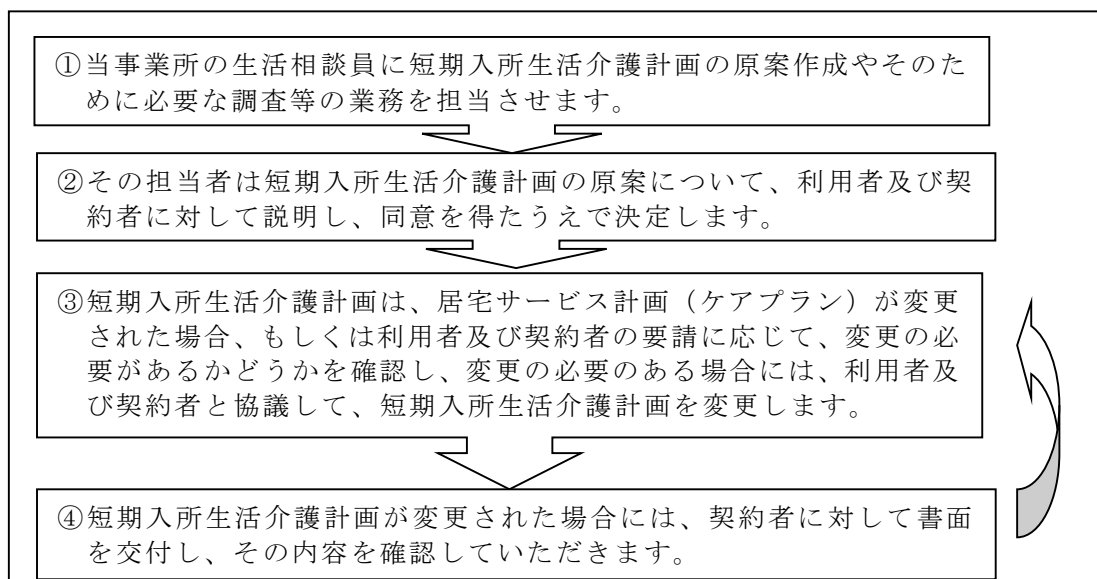
2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

- 介護職員**……………利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
- 生活相談員**……………利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- 看護職員**……………主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
- 機能訓練指導員**…利用者の機能訓練を担当します。
- (管理) 栄養士**…利用者の心身の状態、病状及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- 医師**……………利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



- (2) 利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。(償還払い)

居宅サービス計画(ケアプラン)の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。(償還払い)

要支援、要介護と認定された場合

- 居宅サービス計画(ケアプラン)を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

居宅サービス計画(ケアプラン)の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます。

自立と認定された場合

- 契約は終了します。
- 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

4. サービス提供における事業者の義務(契約書第11条、第12条参照)

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、契約者から聴取、確認します。
- ③利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は契約者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しま

せん。(守秘義務)

ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

また、契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

衣類、化粧品、介護用品、その他日用品類等

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	総合病院 鹿児島生協病院
所在地	鹿児島市谷山中央 5 丁目 20-10
診療科	総合内科／救急科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、腎臓内科／人工透析内科、糖尿病内科／内分泌内科、外科、小児科、婦人科、整形外科、泌尿器科、眼科、リハビリテーション科、麻酔科、病理診断科、健康診断

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	谷山生協クリニック・歯科
所在地	鹿児島市谷山中央 5 丁目 21-22

6. 損害賠償について（契約書第14条、第15条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者はその損害賠償を当事業所の加入する損害賠償保険により行います。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の

置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）（契約書第 17 条参照）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）契約者からの中途解約・契約解除の申し出（契約書第 18 条、第 19 条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が利用の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 20 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①契約者が、契約締結時に利用者の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者又は家族等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は常識を逸脱する著しい迷惑行為（サービス従業者や他の利用者等に対する暴言・暴力行為並びにセクシャ

ルハラスメント行為・ストーカー行為・不当な要求・過度のクレーム等のカスタマーハラスメント行為)を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 17 条参照）

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. 非常災害時の対策

(1) 非常時の対応

「消防計画」「火災・風水害・地震対策マニュアル」にのっとり対応を行います。

(2) 消防訓練等防災訓練

「消防計画」にのっとり、年 2 回は総合訓練として利用者様にも参加して頂いて実施しております。

9. 個人情報の保護基本方針と利用目的について

＜社会福祉法人鹿児島虹の福祉会 個人情報保護基本方針＞

社会福祉法人鹿児島虹の福祉会は、多くの利用者、職員の個人情報を保有し、よりよい介護・福祉活動をすすめるためにその情報を活用しています。

私たちは、個人情報の保護が個人の人権を守り、意思を尊重し、権利及び利益を擁護するものであることを自覚し、以下の通り「個人情報保護基本方針」を掲げ、その社会的責任を果たします。

1. 私たちは、個人情報保護に関する法律に基づく「個人情報保護規定」を作成して、法令やガイドランスの遵守に努めるとともに、具体的な運営にあたって継続的な改善をはかります。
2. 私たちは、事業を運営するうえで最低限必要な範囲で、適正かつ公正な手段によって個人情報を収集・取得します。また、利用目的をあらかじめ明示し本人の同意を得たうえで個人情報を利用・保持します。
3. 私たちは、利用者と職員の個人データを正確かつ最新の内容にすることに努め、その漏えいや滅失、き損を防止する等の安全で正確な管理に努めます。
4. 私たちは、個人情報の処理委託にあたっては、個人情報が漏えいや滅失、き損しないように契約を結ぶとともに、利用者の介護をよりよいものにするために個人情報を第三者に提供することが求められる場合なども、その必要性を慎重に吟味して個人情報を保護するように努めます。
5. 私たちは、利用者及び職員の個人データの開示を本人より求められた場合には遅滞なく開示するとともに、訂正、追加、削除を求められた場合には、「個人情報保護規定」に基づいて対応します。
6. 私たちは、個人情報を適正に取り扱うために責任者を定め、職員教育を行うとともに、苦情相談窓口を設けるなど個人情報を保護する体制を設けます。

2019年6月18日
社会福祉法人鹿児島虹の福祉会
理事長 水谷 吉伸

＜社会福祉法人鹿児島虹の福祉会 個人情報の利用目的＞

社会福祉法人鹿児島虹の福祉会は、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護基本方針に基づいて、個人情報の利用目的を以下の通り特定します。

【介護サービス利用者に介護を提供するにあたって必要な利用目的】

1、虹の福祉会での利用目的

①虹の福祉会が利用者等に提供する介護サービス

②介護保険事務

③介護サービスの利用者に係る虹の福祉会の管理運営業務のうち次のもの

- ・入退所等の管理
- ・会計・経理
- ・事故等の報告
- ・当該利用者の介護サービスの向上

2、他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

①虹の福祉会が利用者等に提供する介護サービスのうち次のもの

- ・当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ・他の医療機関等への紹介及び他の医療機関からの照会への回答
- ・その他の業務委託
- ・家族等への心身の状況説明

②介護保険事務のうち次のもの

- ・保険事務の委託
- ・審査支払機関へのレセプトの提出
- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答

③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1、虹の福祉会での利用目的

①虹の福祉会の管理運営業務のうち次のもの

- ・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・虹の福祉会において行われる症例研究
- ・虹の福祉会等において行われるボランティア、学生等の実習への協力

2、他の事業者等への情報提供に係わる利用目的

①虹の福祉会の管理業務のうち次のもの

- ・外部監査機関への情報提供

2019年6月18日
社会福祉法人鹿児島虹の福祉会
理事長 水谷 吉伸

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、利用者及び契約者に対して、契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明し、重要事項説明書を交付しました。

____年 ____月 ____日

(事業者) 住所 鹿児島市中山町 5028 番地 80

名称 特別養護老人ホームにじの郷たにやま

説明者職名

説明者氏名 印

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に当り、私及び契約者は契約書および本書面により、事業者から重要事項についての交付と説明を受けて同意し、本重要事項説明書を受領しました。

私及び家族代表者は事業者から情報提供についての説明を受け、第三者に提供することに同意しました。

____年 ____月 ____日

(利用者) 住所

氏名 印

(契約者) 住所

氏名 印

(続柄)

(家族代表) 住所

氏名 印

(続柄)

※この重要事項説明書は、厚生省令第 37 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 125 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。